

リースの「借手の会計処理」

企業会計ナビチーム 公認会計士 河村正一



▶ Shoichi Kawamura

監査部門に所属し、上場会社を含む消費財、ソフトウェア及びサービス産業の監査業務に従事する傍ら、法人ウェブサイト（企業会計ナビ）に掲載する会計情報のコンテンツの企画・執筆に携わっている。

企業会計ナビでは当法人のウェブサイトで、会計に関するさまざまなナレッジを発信しています。

今回は「解説シリーズ『リース会計基準の概要』」から「借手の会計処理」を紹介します。

I はじめに

リース取引の分類と借手の会計処理は＜表1＞のとおりです。借手の会計処理のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引について解説します。

▶ 表1 リース取引の分類と会計処理

分類	会計処理
ファイナンス・リース取引	
所有権移転ファイナンス・リース取引	売買処理
所有権移転外ファイナンス・リース取引	売買処理
オペレーティング・リース取引	賃貸借処理

II 所有権移転外ファイナンス・リース取引の一連の会計処理

1. リース資産及びリース債務の計上

リース物件とこれに係る債務を、リース資産及びリース債務として計上します。

月額リース料1,000を5年間支払い、5年間でリース料総額60,000というリース契約を想定します。このときのリース物件の見積現金購入価額を48,000とすると、リース資産及びリース債務に計上する金額は48,000で、 $60,000 - 48,000 = 12,000$ は利息相当額となります。

借手における会計処理のポイントは、48,000の減価償却と12,000の利息費用の配分です。

（仕訳）

（借）リース資産	48,000	（貸）リース債務	48,000
----------	--------	----------	--------

2. 毎月のリース料の支払い

毎月のリース料は1,000ですが、毎回の元本返済額と支払利息の金額が異なります。利息相当額は、原則としてリース期間にわたり利息法により配分します。第1回目のリース料における元本返済額と支払利息をそれぞれ634と366とすると、仕訳は次のようになります。なお、支払い回数が増えるたびに元本返済額が増加し、支払利息が減少する関係にあります。

（仕訳）

（借）リース債務	634	（貸）現金預金	1,000
支払利息	366		

3. リース資産の減価償却費の計上

原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定します。定額法を前提とすると年間の減価償却費の計上は次のようになります。

（仕訳）

（借）減価償却費	9,600	（貸）減価償却累計額	9,600
----------	-------	------------	-------

計算式： $48,000 \times 1年 / 5年 \times 12カ月 / 12カ月 = 9,600$

次に、具体的な規定内容を説明します。

III リース資産及びリース債務の計上価額

リース資産及びリース債務の計上価額は以下のとおりです（適用指針第22項参照）。

貸手の購入価額が 明らかな場合	リース料総額の現在価値と貸手の購入価額等とのい ずれか低い額
貸手の購入価額が 明らかでない場合	リース料総額の現在価値と見積現金購入価額とのい ずれか低い額

貸手の購入価額が明らかでない場合、見積現金購入価額の把握が必要となりますが、業者から見積がとれるのか、もしくは自社で合理的に見積れるのかなど、あらかじめ入手方法を検討しておく必要があります。

IV 貸借対照表表示

リース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括して「リース資産」として表示します。ただし、有形固定資産または無形固定資産に属する各科目に含めることもできます。

リース債務については、ワンイヤールールを適用し、流動負債または固定負債に「リース債務」として計上します（会計基準第16項、17項）。

V 利息相当額の各期への配分方法

利息相当額の各期への配分は、所有権移転ファイナンス・リース取引については利息法しか認められていませんが、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、簡便的な取扱いとして、重要性が乏しく一定の要件を満たした場合には、利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法、または利息相当額を定額法により配分する方法が認められています。

原則：利息法

例外（重要性が乏しい場合）：a. またはb. を選択可

- a. リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法
- b. 利息相当額をリース期間中の各期に定額法により配分する方法

1. 原則（利息法）

リース料を支払利息と元本の支払とに分ける方法は、原則として「利息法」によらなければなりません。

利息法とは、各期のリース債務の未返済元本残高に一定の利率（リース料総額の現在価値が、リース取引開始日におけるリース資産（リース債務）の計上価額と等しくなる利率）を乗じて、支払利息相当額を算定する方法です。

利息法の計算は、エクセル関数などでの自社計算も可能ですが、リース会社を実施してもらい結果表を入手するのか、自社計算によるのかは事前に検討しておく必要があります。

2. 例外

リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合

は、次のいずれかの方法によることができます（適用指針第31項）。

(1) 利息相当額を控除しない方法

リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることができます。この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上されることになります。

(2) 利息相当額を定額法で配分する方法

利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法として、定額法を採用することができます。この場合、リース資産及びリース債務の計上価額は原則法と同様ですが、その後の支払利息の期間配分額は定額であり、利息相当額は每期一定となります。

原則（利息法）と例外の計算例については、企業会計ナビ「解説シリーズ『リース会計基準の概要』」の「5. 借手の会計処理」(4)利息相当額の各期への配分方法をご確認ください。

ここで、重要性が乏しいと認められる場合とは、以下の比率が10%未満である場合です。

未経過リース料の期末残高	< 10%
未経過リース料の期末残高 ÷ 有形・無形固定資産の期末残高	

なお、分母の「有形固定資産及び無形固定資産の期末残高」は、未経過リース料の期末残高と二重にならないよう、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の期末残高は除くと考えられます。

VI 減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引の場合、リース資産の減価償却は、原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして、定額法、級数法、生産高比例法等の中から企業の実態に応じたものを選択適用します。所有権移転ファイナンス・リース取引では自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による必要がありますが、所有権移転外ファイナンス・リース取引の場合は、その必要はありません（適用指針第27、28項参照）。

- ▶ 会計基準：企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」
- ▶ 適用指針：企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」

▶ 企業会計ナビURL

www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting

